昭島市物価高騰対応事業者支援給付金

～物価高騰により厳しい経営環境にある法人・個人事業主を支援します～

１事業者につき、一律１０万円支給

※支給の決定にあたっては、経営状況、経費の上昇率等を加味したスコアリングシステムにより点数化し、申請期間内に申請のあった事業者のうちスコアの高い事業者から順に支給を決定します。



昭島市公式キャラクター
ちかっぱー

申請期間：２０２６年１２月１日（火）～ ２０２７年１月２９日（金）

対象者について

【法人】

申請日時点で１年以上市内に主たる事業所（本店登記）があり、中小企業基本法第２条に規定する法人または要綱に定める法人（一般財団／社団法人、医療法人、公益財団／社団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、労働者協同組合）

【個人事業主】

申請日時点で市内に１年以上住所があり、かつ昭島市等の区域内（※）に店舗、工場、事業所又は事務所があり、引き続き１年以上同じ事業を営んでいる方

※昭島市、八王子市、立川市、青梅市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町

主な基本要件

☑市税の滞納がないこと。

☑事業収入が主たる収入であること。個人事業主においては、申請者の総収入に占める事業収入の割合が、過半を占めていること。

※その他の要件もございます。詳細は**申請の手引き（チラシ左下のQRコード）**をご確認ください。

支給要件（下記①～⑪のうち、いずれかに該当する方が申請可能です）

直近の決算期における営業利益が**赤字** （個人事業主の場合は**令和７年の確定申告書**における営業利益が**赤字**）		①
直近**２期の決算**を比較して （個人事業主の場合は**令和６年と令和７年の確定申告書**を比較して）	**売上高**が３％以上**減少**	②
	売上総利益率が３ポイント以上**減少**	③
	営業利益率が３ポイント以上**減少**	④
	経費の額が３％以上**増加**	⑤
	経費の額が１０万円以上**増加**	⑥
最近**３か月**と**前年同期**を比較して	**売上高**が３％以上**減少**	⑦
	売上総利益率が３ポイント以上**減少**	⑧
	営業利益率が３ポイント以上**減少**	⑨
	経費の額が３％以上**増加**	⑩
	経費の額が１０万円以上**増加**	⑪

申請について

WEB申請 もしくは **郵送申請**

昭島市ホームページ
・申請の手引き
・WEB申請フォーム 等

【お問い合わせ先】

昭島市物価高騰対応事業者支援給付金専用コールセンター
（受託者　株式会社 バックスグループ）

TEL：0120－232－044

（午前９時～午後５時 土日祝日除く）

※本事業は昭島市産業活性課が株式会社バックスグループに事務局を委託して実施しています。

～申請の流れ～

1．チラシ表面の支給要件①～⑪のいずれかに該当するか確認する。

2．昭島市ホームページから「申請の手引き」を見て、申請可能か確認する。

3．提出書類を揃える（詳細は「申請の手引き」をご覧ください。）

	提出書類	取得場所
ア	交付申請書（第１号様式）	市HP
イ	対象経費算定シート（第１号様式別紙）	市HP
ウ	市内事業者であることが確認できる書類 ※個人事業主の方は住民票及び昭島市等の区域内の事業者であることが確認できる書類	法務局、市役所等（コピーでも可）
エ	**支給要件を満たすことが分かる書類** **【支給要件の①～⑥に該当する方】** ≪法人の場合≫ ・直近の「法人税確定申告書の別表一」 ・直近２期分の「損益計算書（販管費内訳書または勘定科目内訳書を含む)」 ≪個人の場合≫ ・令和７年の「所得税の確定申告書の第一表」 ・「青色申告決算書」又は「収支内訳書」が含まれる令和６年及び７年の確定申告書 **【支給要件の⑦～⑪に該当する方】** ≪法人の場合≫ ・直近の「法人税確定申告書の別表一」 ・最近３か月及び前年同期の試算表 ≪個人の場合≫ ・令和７年の「所得税の確定申告書の第一表」 ・最近３か月及び前年同期の試算表	確定申告時の控え、市HP（試算表様式）
オ	振込先口座・口座名義人確認書類	通帳等
カ	宣誓書（第２号様式）	市HP

※ア・イ・カの書類について紙媒体での受け取りを希望する場合は、昭島市役所産業活性課までお越しください。

4．WEB申請または郵送（消印有効）にて申請する。

5．事務局で申請内容を審査後、３月中旬（予定）に支給します。

申請の際は、必ず市HP掲載の「申請の手引き」をご確認ください。



昭島市公式キャラクター
ちかっぱー